

平成23年2月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年2月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成23年2月3日（木） 午後3時00分 開議

2 場 所 第5委員会室

3 日 程

1 開会

2 会期の決定

3 議事日程の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案第31号 市川市教育振興審議会条例の制定に対する意見の申し出について

議案第32号 平成22年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見の申し出について

議案第33号 平成23年度市川市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見の申し出について

議案第34号 市川市大畑恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正に対する意見の申し出について

議案第35号 市川市奨学生選考委員会員の委嘱について

6 その他の

（1）平成22年度児童生徒学習賞について

（2）平成23年度の学校給食費について

（3）平成23年度の学校給食等調理業務委託の新規委託予定校について

（4）平成22年度「新成人の集い」開催結果について

（5）平成23年度成人式について

（6）市川市スポーツ振興基本計画・事業計画の見直しについて

7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第31号 市川市教育振興審議会条例の制定に対する意見の申し出について

議案第32号 平成22年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見の申し出について

議案第33号 平成23年度市川市一般会計予算のうち教育に関する事

務に係る部分に対する意見の申し出について

議案第34号 市川市大畠惣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正に対する意見の申し出について

議案第35号 市川市奨学生選考委員会員の委嘱について

2 その他

- (1) 平成22年度児童生徒学習賞について
- (2) 平成23年度の学校給食費について
- (3) 平成23年度の学校給食等調理業務委託の新規委託予定校について
- (4) 平成22年度「新成人の集い」開催結果について
- (5) 平成23年度成人式について
- (6) 市川市スポーツ振興基本計画・事業計画の見直しについて

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	岡本 博美
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	下川 幸次
保健スポーツ部長	横谷 薫	国体担当理事	松丸 成男
教育総務部次長	林 芳夫	生涯学習部次長	角来 富美枝
保健スポーツ部次長	小林 正志	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	金子 登志夫	指導課長	川口 知子
保健体育課長	押田 敏郎	教育センター所長	大嶋 章一
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	公民館センター長	齋藤 忠昭
中央図書館長	露木 芳輝	考古博物館長	石毛 一成
自然博物館長	宮田 明吉	スポーツ課長	山口 仁史

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課 主幹 竹内 博之
〃 主幹 山田 浩一

副主幹 近藤 孝子
主 任 堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第31号 市川市教育振興審議会条例の制定に対する意見の申出についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料の1ページをお願いいたします。本案につきましては、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、市長に意見を申し出る必要がございますため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、2ページをお願いいたします。本条例案につきましては、平成20年3月10日の定例教育委員会におきまして、教育振興基本計画の策定の際の市民参加の方法として市川市教育振興会議設置要綱に基づいて設置いたしました市川市教育振興会議につきまして、その設置根拠を要綱から条例に改めるものでございます。まず、今回、振興会議の設置等を条例で定めることとした理由でございます。地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定しております。普通地方公共団体が任意に附属機関を設けることができることを認めるとともに、その場合には、必ず条例によらなければならないことを定めております。本市では、この規定を踏まえまして、審議会や審査会等の附属機関の設置につきまして全庁的な見直しを行いまして、1点として、構成員に本市職員以外の者が存在している、2点として、合議体の組織である、3点として、執行機関の要請に応じ、または自発的に行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、調査等を行っているなどの場合には附属機関に該当するという附属機関の該当基準を定めたところでございます。この基準をもとに振興会議を考えますと、その当初の設置趣旨、すなわち教育振興基本計画の策定に当たりまして、教育委員の皆様が十分な情報を得るため、学識経験者等の意見を個別に聴取するため設置したことからすれば合議制の組織とはなりませんので、附属機関該当基準を満たさないとも考えられたところでございますが、実際の運用におきましては、会議で意見の集約がなされるなど、合議制の組織としての実態がございましたことから、附属機関該当基準のすべてを満たすこととなつたも

のでございます。そこで、振興会議の運用を改めまして、附属機関としないということも検討いたしたところでございますが、意見聴取の内容が教育基本法に基づく教育振興基本計画及び地教行法に基づく点検・評価に関する事項でありますと、いずれも本市教育行政の根幹をなすものでございますことから、委員の個々の意見聴取にとどまらず、学識経験者等の論議を経た総合的な意見を得るほうが適当であると判断いたしまして、今回、附属機関として条例化することとしたものでございます。続きまして、主な制定内容でございますけれども、この条例案につきましては、現在の要綱の規定を踏襲することを原則といたしまして、また、市の他の附属機関に係る条例との整合性を図ることを念頭に条文化したものでございます。それでは、題名及び第1条をごらんください。本附属機関の名称は、設置目的、すなわち任務を端的に表現することが望ましいと考えられます。本附属機関の主な任務につきましては、条例案の第2条第1号に規定してございますとおり、教育の振興のための施策に関する基本的な計画でございます教育振興基本計画の審議であること及び本附属機関につきましては、執行機関の諮問に応じて調べて論議する審議を行う機関であることから、本附属機関の名称は、現在の市川市教育振興会議を改めまして、市川市教育振興審議会とするものでございます。次に、第2条をごらんください。本審議会の任務につきましては、これまでの振興会議の審議実績に基づきまして、教育基本法第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項及び地教行法第27条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項を調査審議していくこととしているものでございます。次に、第3条及び第4条をごらんください。本審議会の組織及び委員でございますが、委員につきましては、現在の振興会議の委員の方々を引き続き委嘱する予定でございますことから、振興会議と同様、学識経験者4人、学校教育関係者2人、保護者2人、地域教育活動に資する活動を行う者2人の計10人で組織するものでございます。続きまして、3ページの第8条をごらんください。地方自治法上、審査会等の委員に対し報酬を支給しなければならないとされておりまして、また、委員は職務を行うための費用弁償を受けられるということになっておりますことから、審議会の委員に対しまして市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところによりまして、報酬の支給と費用弁償をすることを定めたものでございます。なお、これに伴いまして、附則第2項において、審議会委員の報酬を他の附属機関の委員と同様に日額9,100円と定める同条例の改正を行うこととしております。最後に、附則第1項でございます。審議会は、平成23年度から設置することとするため、この条例の施行期日を平成23年4月1日とするものでございます。以上、市川市教育振興審議会条例の制定に係る議案についてご説明させていただきま

した。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第32号 平成22年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見の申出についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料の4ページをお願いいたします。このたび平成22年度市川市一般会計補正予算（第7号）の予算案が確定いたしまして、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費について市長に意見を申し出る必要がございますため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、資料の5ページをお願いいたします。初めに、歳入歳出補正予算の歳入についてご説明申し上げます。第13款国庫支出金、小学校費及び中学校費国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金につきましては、今年度実施しております学校の耐震補強改修工事やトイレ改修を対象にした補助金でございます。今回の補正の内容といたしましては、国の補正予算、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に基づく事業の前倒しによりまして補助金が増額になります要因、それから、当初予算計上の各工事につきまして入札を行いました結果、工事費が当初予算計上額より低くなった要因がございます。この結果、国の補正予算に補助金が増額になる一方で、当初予算に計上いたしました工事費に係る補助金が減額となりまして、総体として小学校費で3億5,945万2,000円、中学校費で9,397万4,000円の減額となりまして、この点を補正をお願いするものでございます。次に、第15款財産収入、利子及び配当金の青少年教育国際交流基金利子につきましては、基金の運用の利率が当初の見込みを下回りましたため、13万9,000円の減額補正を、また、第17款繰入金の青少年国際交流基金繰入金は、ドイツ、ローゼンハイム市への中学生派遣に対するものでございますが、交通費等において当初見込んでおりました金額より低い額で対応することができましたため、138万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第20款市債でございます。先ほど国庫支出金でご説明いたしました小中学校に対する耐震補強改修工事やトイレ改修にかかるるもので、こちらも国の補正予算や工事の入札の結果に関連いたしまして、小学校債で320万円、中学校債で9,220万円が増額となり、補正を

お願いするものでございます。以上、歳入につきましては、合計で3億5,955万1,000円の減額補正を予定しております。続きまして、6ページをお願いいたします。歳出の補正内容につきましてご説明いたします。まず、第1項の教育総務費から第7項の社会教育費までの給料、職員手当等、共済費、これらの人件費につきましては統一した理由でございますので、一括してご説明いたします。この給料などの減額補正の要因につきましては、国の人事院勧告によりまして職員の期末手当の支給率が減となりましたこと、また、年度途中の職員の退職や予算を編成した時点と実際の職員の4月1日の配置人数や職位の差などによりまして不用額が生じたことから、人件費合計で1億6,800万円の減額補正をお願いするものでございます。具体的には、事務局費で6,202万8,000円、小学校費で712万8,000円、学校給食費で3,044万6,000円、幼稚園費で2,952万9,000円、学校保健費で354万円、社会教育総務費で3,532万9,000円の減額となっております。次に、人件費以外の補正の内容についてご説明いたします。第1項教育総務費第2目事務局費の賃金につきましては、事務局の職員や給食調理員などが病気休暇や育児休業などの長期休暇をとった場合や、繁忙期における非常勤職員の配置が当初予算で見込みました人数より減となりまして、3,488万8,000円の不用が見込まれますことから減額補正をお願いするものでございます。次に、第3目学校教育指導費の負担金補助及び交付金の青少年教育国際交流協会事業費補助金につきましては、歳入でもご説明いたしましたドイツのローゼンハイム市へ中学生を派遣する事業にかかる交通費等の費用が当初見込んでいた金額より減となりましたため、152万5,000円の減額補正を、また、第4目教育センター費の委託料につきましては、公共図書館と小中学校、幼稚園、特別支援学校、教育センター間の図書等の物流配送委託業務の入札の結果、差金が生じたため、不用額の118万1,000円について減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第2項小学校費第1目学校管理費の需用費の光热水費についてでございますが、昨年の記録的な猛暑の影響並びに昨年末来厳しい寒さが続きましたことによりまして、電気料等の光热水費に不足が見込まれますことから、2,382万9,000円の増額を、また、工事請負費の耐震補強改修工事費につきましては、国の補正予算にかかる事業の前倒し分として1億3,820万1,000円が増となりますものの、当初予算で計上いたしました工事が入札の結果、6億4,049万1,000円の契約差金等が生じましたため、総体として5億229万円の減額補正をお願いするものでございます。次に、中学校費でございます。第1目学校管理費の工事請負費の耐震補強改修工事費につきましては、小学校費と同様、国の補正予算にかかる事業の前倒し分といたしまして1億7,365万9,000円が増となりますものの、当初予算で計上いたしました工事に入札の結果2億1,429万9,000円の契約差金等が生じたため、総体として4,064万円の減額補正を、第2目教育振興費、需用費の消耗品の学

校図書館資料は、国の補正予算で新たに創設されました住民生活に光をそぞぐ交付金を活用いたしまして、中学校の図書の充足を図るため、1,000万円の増額をするものでございます。また、扶助費の保護児童生徒援助費につきましては、景気の低迷によります影響から学用品等の支給対象者が増加し不足が見込まれますため、162万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第4項第1目学校給食費の委託料につきましては、学校給食調理等業務委託料におきまして入札を行いました結果、契約差金等が生じましたため、不用額の2,365万8,000円の減額補正を、第6項第1目の学校保健費の委託料の各種健康診断委託料及び心電図検査委託料につきましても入札の結果、契約差金が生じましたため、不用額の1,155万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第7項社会教育費第2目文化財費の委託料の遺跡調査データ整理等業務委託料につきましては、契約に先立ち関係部署と仕様書等を精査いたしました結果、当初予算計上額より低い金額で契約することができましたため、不用額の119万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、7ページをお願いいたします。第4目図書館費につきましては、中学校費の教育振興費の説明でも触れましたが、国の補正予算で新たに創設されました住民生活に光をそぞぐ交付金を活用いたしまして図書館資料の充実を図るために需用費の消耗品費（図書費）で1,000万円、備品購入費の図書費で1,000万円の増額を、また、工事請負費の図書館エレベーター改修工事費につきましては、入札の結果、契約差金等が生じましたため、809万円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第9目青少年育成費でございます。委託料の放課後保育クラブ指定管理料につきましては、保育クラブの増設等により職員等の配置時間数が当初見込みを上回り、今年度分の指定管理料に不足が見込まれますため、251万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で7億3,506万円の減額補正を予定してございます。続きまして、2の繰越明許費補正についてご説明いたします。初めに、小学校費の小学校營繕事業の2,800万円につきましては、小学校のプール改修工事を予定しておりましたが、設計段階における詳細な現地調査の結果、プールの架台の腐食が激しく、設計を見直した結果、今年度中の事業完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して予算が執行できるように手続を行うものでございます。次に、同じく小学校費の小学校耐震補強事業の1億3,820万1,000円、中学校費の中学校耐震補強事業の1億7,365万9,000円、中学校図書整備事業の1,000万円、社会教育費の図書整備事業の2,000万円でございますが、先ほど歳出の説明でも觸れましたが、国の補正に絡みまして予算が措置されましたことから、こちらも今年度中の事業完了が見込めなくなりましたことから、翌年度に繰り越して予算が執行できるように手續を行うものでございます。続きまして、3の債務負担行為補正でございます。この放課後保育クラブ指定管理料

につきましては、平成23年度の放課後保育クラブの入所児童数の増加から、平成23年度の放課後保育クラブの入件費等に不足が生じる見込みとなりましたため、指定管理料の増額分として6,242万8,000円の債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。最後になりますが、4の地方債補正につきましては、歳入の第20款市債を増額補正いたしますことに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要がございますことから補正をお願いするものでございます。以上でございます。この補正予算案がこの定例教育委員会で議決をいただきますと、2月の市議会に上程されることになります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、ご質問等につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

2点教えてください。1点は、補正予算を組むときには当初予算の何パーセントずれると組むという決まりがあるのですか。それを教えていただきたい。それから、歳出で、入札で当初の見込みよりも安くできるようになったのでということでお話がありましたけれども、例えば耐震だと学校給食の問題は質がよくないと、安いからいいというものではないと思います。その辺の検討はきちんとされているのか入札の状況を教えていただければと思います。

○ 教育総務部次長

補正予算の何パーセントぐらいにずれがあった場合に補正予算として行っていくかということでございます。まず、予算ですので上限がございますので、それを超えるような執行をする場合には、当然補正をしないとできません。それから、逆に、100という予算があって、これが入札の結果、50になりました。残りの50はもう使わないのでこのまま不用額としてお出ししますという場合には、6月、9月、12月、2月という補正予算がございますが、決定次第すべてそれに出していくて減額補正という形をとるのが原則でございます。ただ、今回も結構あるのですが、なぜ2月になってしまったかというと、なかなか確定しなかったという部分がございまして、それで今になってしまったという経緯がございます。決算審査特別委員会でも、確定しているのであれば、そのまま繰り越すのではなくて必ず補正予算に組みなさいと指摘を受けました。ですから、今回も補正予算で減額、いわゆる確定しましたから落としますよということを相当やらせていただいています。ですから、ことしについては従来よりも補正予算で一層減額をさせていただいている次第でございます。そのような流れでございます。

○ 教育施設課長

ただいまご質問のありました入札差金について簡単にご説明させていただ

きます。本来、工事を発注する場合には、市で設計して予算を組みまして、それを一般競争入札ということで各事業者が入札します。そうしますと、当然、予定価格を設定しますので、それよりも低い価格で落札されます。例えば耐震1件1億円の工事で発注した場合に、業者によってはそれを8,000万円、7,000万円ということで一般競争にかけて落札されます。その予定価格と実際に入札した金額の差が入札差金という形になります。今回の耐震工事につきましては、特殊な事情がございまして、全国一斉に耐震補強工事が始まったということで、通常ですと設計と施工を別々に発注いたします。最初に設計を発注して設計ができます。それをもとに、通常ですと翌年、実際の工事に入りますけれども、設計技術者がかなり少ないので、全国一斉に発注がかかりますのでなかなか落札ができない状況が発生いたしました。そこで、大手の企業の会社独自に持っています設計力を活用するということで、分離発注ではなくて設計施工を一括発注型で今年度の14校の耐震補強を行ったところであります。どのように業者を決めていくかと申しますと、通常ですと入札ということで、金額の低いほうで落札をするのですけれども、一括施工になりますと技術提案まで含めて業者選定に入りました。まず、各社、入札するときに、我が社の場合でしたら、こういう方法で、こういう金額でやりますよ、例えば外づけ鉄骨プレースといいまして、校舎のわきに鉄骨を組ませまして補強していくものとか、各社独自のノウハウを持った技術力がありますので、それで提案をしていく。それと価格を一緒につけますけれども、そこで総合的に技術力が高くて、また価格の安いものを、点数化しまして第1位業者を決定いたします。次に、設計の提案のあった金額を業者の単価ではなくて千葉県の公共工事の単価に置きかえて、改めて設計金額をつくります。そうしますと、当初で見込んだ、市が試算した設計金額よりも安い提案が出てきた場合に、そこで差が出てまいります。今回それがかなり大きかったということです。第1位になった業者の提案に基づいて再度設計をして、それをベースに、また入札が入りますので、そこからさらにまた下がってくるという形になります。その結果、今回の補正としてかなり大きな入札差金が生じたところです。ただ、金額が安ければいいというものではございませんので、業者を落札決定する場合に、市川市では低入札価格調査制度を設けております。予定価格に対しまして、例えば工事費の95パーセント、また現場管理費の70パーセント、そういう基準に基づきまして、これを下回った場合には適正な工事ができないということで、まず、調査をする基準価格と、さらにもう少し下の部分に、これ以上下がった場合には契約しないという失格判定基準、そういう2段階方式をとっています。今回、基準を下回った入札があった場合にも、調査基準価格と比較しまして適正な執行ができるかどうかを業者を呼びまして確認しています。そのようなことによりまして下請へのしわ寄せ防止とか、また、品質の低下を防ぐということで調査

しています。したがいまして、2段階の価格が下がったということで入札差金が生じましたが、それに対してはしっかりと低入札調査を行いまして、工事の履行の確認をとって執行しています。入札のシステムとしてはそのようなことになります。

○ 吉岡委員

よくわかりましたけれども、普通の場合は、例えば市川のリハビリ病院を建てるときも、設計と施工をわざと分けました。まず設計を決めて、設計は全部やって、施工業者はまた入札で決めました。私の認識では、普通の場合は設計と施工は同一会社にやらせないと思うのです。今の教育施設課長の言う方式だと、例えば材料の面で品質を悪くされても、我々だと全然わからない、チェックのしようがないわけです。ですから、私はこの耐震補強工事の入札がすごく減額になっているので、その辺が心配だったのです。施工と分けていれば、この建物はこうやらないと耐震にはだめだということで、設計が全部チェックしてくれますから、わかるという状態だと思います。

○ 教育施設課長

通常は設計施工を分けて発注いたします。今回の場合には一括発注ということで行いましたけれども、途中、設計が終わった段階で、今回は特に耐震ということでございますので、目指す I s 値を数値上クリアできるかどうか判定を第三者機関にお願いしておりますので、そういった面でも設計の信頼性は確保できるだろうと思っています。

○ 保健体育課長

給食の委託についての差金についてのご質問がございましたので、簡単にお答え申し上げます。給食の委託につきましては、耐震工事と同様、最低価格とか予定価格等々が定められている中で、給食は日割りの契約をしております。1日当たりの差額が出ますと、それが年間で 180 数食程度の給食日数ですので、そういった部分から差金が生じて、それが、委託件数分の合計となります。

○ 宇田川委員長

こういった予算は落成ベースの金額ですか。着工ベースと落成ベースとあると思います。これは市の予算ですから、各工事が終わって払うお金の予算を計上しているということですか。

○ 教育施設課長

今回の耐震でございますけれども、先ほど次長からもご説明いたしましたとおり、耐震の工期が基本的に12月18日を設定しております。その前の補正是6月、9月、12月補正がございますけれども、ある程度見込んで補正した場合に、例えば設計変更とか追加工事が出た場合に対応できなくなります。したがいまして、基本的には工事が完成して契約額が固まった時点での残額を補正に回すという形になります。予算と工事が終わった後の確定金額の差

額を補正の財源に回すというシステムになっております。

- 宇田川委員長
落成ベースということですね。
- 教育総務部次長
基本的に予算が確定するというのは決算です。地方公共団体の決算ですから、出納閉鎖がありまして、5月の末で確定するという状態になります。そこから決算ということでご審議いただく形になりますので、委員長が今おっしゃった補正というのはどうなのかというと、あくまでも2月の段階での確定したものを落としていく。ですから、支払いベースに近づけたという意味合いです。
- 宇田川委員長
もう1つ、7ページにある繰越明許費補正とはどういうことを意味しているのですか。そこで耐震補強事業が追加となっているのですけれども、これの意味がよくわからないのです。教えてもらいたい。
- 教育施設課長
繰越明許費は、先ほど教育政策課長がご説明しましたとおり、国が補助金の対応ができたということで、今年度事業認定を受けますと補助金の対象になります。耐震補強におきましても、今回、小学校で2校、中学校で1校、補助対象として手を挙げさせていただきました。ただ、実際、耐震補強ですとかなり工期もかかりますので、22年度の対象事業にはなりましたけれども、基本的に3月31日、22年度までに工事が完了できません。それを22年度で補正で組みまして、翌年度でその予算を繰り越して執行できるという手続を行うのが、この繰越明許費の手続になります。
- 宇田川委員長
そうすると、左側にある耐震補強改修工事費の小学校、中学校でマイナスなっていますが、こことの関連はどうなるのですか。
- 教育施設課長
繰越明許費と今回の補正は関連がございます。まず歳出予算を見ていきますと、入札差金で減額になった部分がございます。それと今回、前倒し分で小学校で2校、中学校で1校の増額の補正を行っています。入札差金で減になったものと新しく工事を入れました3校分の増額分を合わせた合計が小学校費で約5億円、中学校費で4,000万円の減額という結果になります。この中には、新たに工事を行おうとします小学校2校分と中学校1校分の増額が入っています。それを2月補正で増額をして、工事はできる体制になりましたけれども、3月に終わらないということで増額補正のとれた段階ですぐに翌年度に繰り越すという手続を行っている。それがこの7ページの繰越明許費で、セットになっています。

- 吉岡委員 補助金が出る場合には金額で出るのではないのですか。例えば何校耐震改修をやっていいというような補助金の出され方をするわけですか。
- 教育施設課長 基本的には幾ら工事費がかかったということがベースになりますと、その2分の1が国から入るという形です。しかし、実際、決算で見ていきますと、全国的に見た場合、工事費によってはかなりばらつきがあります。かなりしっかりした工事を行えば、当然単価も上がってきます。かなり省力化した工事ですと安く済む。そういう不公正感をなくすということで、国が平米単価を設定しまして、工事対象となった面積掛ける平米単価を基本事業費という形でまず押さえます。その補助率は2分の1という形で入ってきます。例えば1つの学校を市川市は1億円かけて工事をし、隣の市では全く同じものが1億5,000万円かかった場合に、それを工事費の2分の1を出しますと、高いものは、よりしっかりしたというのか、各市ばらつきますので、例えば1,000平方メートルの工事だったら、工事の内容ではなくて全国一律に平米単価でベースをつくるという形で、平米単価の面積掛ける2分の1が補助金として入ってくるシステムになっています。
- 吉岡委員 以前から、地震はいつ来るかわからないし、なるべく早くやりたいというのが、教育委員が言っていることだろうと思います。今のお話だと、市でやろうと思えば、たくさんかかるかもしれないけれども、来年から2年ぐらいで全部やってしまうことも可能なのですね。
- 教育施設課長 無条件というわけではございません。市から国へ改修の計画を出しております。その計画にあるものをベースに、国が予算で割り振っていくという形になっていますので、事前に市川市が挙げなかつた工事は、基本的には対象外です。先行して計画を出していき、今回、国は補正予算で財源が確保できたということで、今年度3校分の追加で補正予算を組ませていただいたということです。
- 宇田川委員長 他に質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員 異議なし。
- 宇田川委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第33号 平成23年度市川市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見の申出についてを議題といたします。それでは、提案理由の説

明を求めます。

○ 教育政策課長

資料の8ページをお願いいたします。このたび平成23年度市川市一般会計予算の予算案が確定いたしまして、2月市議会定例会に議案を提出するに当たり、教育費について市長に意見を申し出る必要がありますため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき教育委員会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、資料を別冊でお配りしてございます。初めに歳入から説明させていただきます。別冊資料の1ページをお願いいたします。平成23年度の教育委員会関係の歳入総額は23億7,007万8,000円で、前年度の36億2,001万円と比較いたしまして12億4,993万2,000円の減となっております。この減の主な理由につきましては、小学校の校舎耐震補強工事数が前年度より減ったことなどによりまして、第13款国庫支出金や事業費の一部を銀行等から借り入れを行う第20款市債が減額となったことによるものでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出につきましては、総額で145億7,100万円で、前年度の153億6,300万円より7億9,200万円の減となっております。各項目の主な増減事業といたしましては、第2項小学校費第1目の学校管理費で、学校の耐震補強にかかる工事請負費が前年度より大幅に減額となったことによるものでございます。また、同じく小学校費の第2目教育振興費では、小学校教科書の改訂に伴い教師用の教科書及び指導書の購入を行いますことから増額となるものでございます。続きまして、第3項中学校費でございます。第1目学校管理費につきましては、前年度より学校の耐震補強にかかる設計委託と工事請負費が増額となったことによる増でございます。次に、第4項第1目の学校給食費につきましては、給食調理等業務委託により1校を民間委託化したことにより増額となったものでございます。続きまして、第7項社会教育費についてご説明いたします。第2目文化財費につきましては、国指定史跡の公有化に伴う家屋等の補償費等が前年より減となりましたこと、また、法華経寺黒門保存修理への補助が終了したことによりまして減額となったものでございます。第3目公民館費につきましては、東部公民館の耐震補強改修工事及び菅野公民館の建設が完了したことによりまして減額となったものでございます。次に、第4目図書館費につきましては、生涯学習センターの建設時に導入した中央監視装置等を更新することから増額となったものでございます。第9目青少年育成費につきましては、保育クラブの増設などに伴い保育クラブの運営に係る委託経費等が増額となったものでございます。続いて、3ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては、平成23年度、あるいは24年度以降、数年間にわたって行う工事や建物の借り上げなど、後年度に負担が生じる経費について、その事業の事業期間、事業費を定めまして、議会の議決をいただくものでございます。内容につきましては2点ござ

いまして、1点目は小学校校舎耐震補強事業、これは真間小学校他4校で、期間が平成23年度から平成25年度の3年間、金額が6億7,900万円でございます。2点目は須和田の丘支援学校稻越校舎借上料でございまして、期間が平成23年度から平成33年度の11年間で、金額が2億円となっております。次に、地方債についてご説明いたします。こちらは、事業を実施する際に費用の一部を借り入れいたしますことから、教育債にかかる借り入れの限度額や起債の方法、利率、償還方法を定めて議会の議決をいただくものでございます。起債の限度額は10億5,470万円となっております。借り入れの内容は、学校の耐震補強改修工事やトイレ改修工事、史跡の公有化に関するものでございます。続きまして、平成23年度の主要事業の概要について主なものをご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。初めに、1の入学準備金貸付事業につきましては、高等学校、大学などに入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、その一部を無利子で貸し付け、教育機会の均等を図るものでございます。次に、3の私立幼稚園園児補助金につきましては、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担の軽減を図るものでございます。続いて、8ページをお願いいたします。6の私立幼稚園預かり保育事業費補助金につきましては、幼児教育の振興と保育園の待機児童の解消を図ることを目的に、保護者が就労している場合でも幼稚園に通わせることができるように預かり保育を実施する園に対して補助を行うものでございます。次に、9ページをお願いいたします。8の小学校・中学校耐震補強事業につきましては、児童生徒の安全確保と災害時において避難場所となる校舎の耐震補強改修工事と、今後改修を予定している校舎の設計委託を行うものでございます。なお、改修工事につきましては、小学校が3校で4棟、中学校が3校で6棟、設計委託につきましては小学校7校、中学校3校などでございます。次に、10ページをお願いいたします。9の小学校・中学校トイレ改修事業につきましては、老朽化したトイレを改修し、児童生徒が明るく清潔に利用できるよう年次計画に基づいて改修を行い、環境改善を行うものでございます。なお、改修工事につきましては小学校3校、中学校2校、設計委託につきましては小学校4校、中学校2校を予定しております。次に、10の少人数学習等担当補助教員事業につきましては、小中学校全校への配置と、37人規模の学級のある大規模校5校に派遣をいたしまして、きめ細やかな指導を引き続き実施するものでございます。次に、12ページをお願いいたします。17の全国学力・学習状況調査実施事業は、文部科学省の全国学力・学習状況調査を抽出校以外の小中学校で実施し、児童生徒の学習状況や生活の実態を把握することで、学習指導の改善など、小中学校が連携した教育を推進するものでございます。次の18の学校給食事業（調理等業務委託事業）でございますが、新たに1校の民間委託を行うものでございます。これによりまして、平成23年度末の給食

の民間委託率は71.4パーセントとなります。続きまして、19の学校給食費負担軽減事業につきましては、給食費の値上げが必要な状況がある中で、景気の急速な悪化によりまして保護者の経済的負担を軽減する措置といたしまして、前年度に引き続き食材の現物支給を継続して実施するものでございます。次に、14ページをお願いいたします。24の史跡整備保存事業につきましては、昨年8月に国の史跡に指定されました史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡の公有化を進めるために用地取得等を行うものでございます。16ページをお願いいたします。31の放課後保育クラブ運営事業につきましては、受け入れ定員及び指導員の増員を行い、待機児童の解消を図るとともに、老朽化した施設の環境改善を行うものでございます。最後に17ページでございますが、34の図書館電算管理事業につきましては、蔵書及び貸出管理のための図書館情報システムが導入後7年を経過していることから、より市民が利用しやすいシステム更新を行うものでございます。また、35の生涯学習センター機器整備事業につきましては、平成6年の建設時に導入した中央監視装置、自動制御装置を一括更新いたしまして、利用者の安全性、快適性を維持するものでございます。以上、教育委員会にかかる平成23年度当初予算案の概要につきましてご説明をさせていただきました。この案が定例教育委員会で議決いただきますと、2月の市議会定例会に上程されることになります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。なお、ご質問につきましては、各担当課長からご説明させていただきます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。1つお聞きしたいのですが、児童数は23年度もそんなに変わらないのですか。

○ 教育政策課長

小学校は23年度に若干増加するということで、中学校は26年度ぐらいまで微増の状況です。

○ 宇田川委員長

例えば給食費は今年度に比べて1,000万円増加ということは、児童数の増加分を市のほうで吸収するための1,000万円という理解でよろしいのですか。

○ 保健体育課長

財政とも折衝を重ねた中で、府内全体での調整もございまして、1億2,000万円で落ちついたわけでございます。児童数の増の調整分も考慮しての数字で、こちらも試算を出させていただきました。必要な栄養摂取量とか量については、あともう少しのところで100パーセントカバーできるところまで対応できるようになりました。全体をカバーできる状況ではないのですけれども、かなり近づいてはまいりました。こういう中で値上げは回避できると考えております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第34号 市川市大畠恣教育基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正に対する意見の申出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料9ページから11ページでございます。本件は、2月の市議会で大畠恣教育基金の条例の一部改正を提案するため、本日これまでの3議案と同様に、市長から意見の聴取があったことに伴いまして、市長に教育委員会の意見を申し出る必要があるのでございます。大畠恣教育基金につきましては、市川市立信篤小学校の初代校長でありました大畠恣氏のお孫さんに当たります大畠一枝氏から遺贈を受けた現金によりまして設置しております。主に奨学資金を財源として基金を活用してきたところでございます。今回、条例改正を行うことになったきっかけでございますけれども、遺族の方から基金活用の拡大についてのご要望をいただいております。その後、市長、教育長を交えまして昨年12月24日に協議が行われました結果、市川市立小学校、中学校、特別支援学校の教具及び教材の整備事業に基金を活用することになりました。そのため、条例の第1条を一部改正するものでございます。具体的な活用でございますけれども、平成23年度以降、小学校、中学校のグランドピアノの購入費用として、また、信篤小学校にございます大畠文庫の維持管理費用に基金を活用していく予定になっております。私からの説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第34号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第35号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料は12ページから14ページでございます。市川市では、学力が優良であ

りながら、経済的な理由で高等学校への修学が困難な方に対しまして奨学資金を支給しておりますが、その奨学生について、奨学生選考委員会で審議していただいているところでございます。その委員の構成でございますが、私立学校関係者の第1号委員が1名、公立高等学校関係者の第2号委員が1名、市立中学校関係者の第3号委員が1名、PTA連絡協議会関係者の第4号委員が1名、民生委員児童委員協議会関係者の第5号委員が2名、学識経験者の第6号委員が2名、合わせて8名となっております。現在の委員の任期につきましては、平成21年12月1日から平成23年11月30日までの2年間となっておりますが、推薦母体の役職の交代に伴いまして奨学生選考委員会委員の交代がありましたことから、提案するものでございます。新任の委員候補者につきましては、第5号委員の民生委員児童委員協議会関係者であります。資料の14ページにございます当該協議会会长が、これまでの福井茂子氏から石井新太郎氏に交代されたため、新たな候補者となったものでございます。解説の福井茂子氏は、平成19年12月1日から3年間委員として就任されております。今回の議決をいただきますと、石井委員の任期は平成23年11月30日までとなります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第35号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成22年度児童生徒学習賞についてを説明してください。

○ 指導課長

資料15ページをごらんください。この学習賞は、市川市内の小、中、特別支援学校の教育成果として、全国規模、関東規模、全県規模の行事に参加し優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰し、本市教育活動の振興に寄与することを目的としております。本年度は昨年度より6件ふえ、個人受賞者31件、団体受賞者11件、合計42件の受賞となりました。42件のうち、学芸関係が15件、スポーツ関係が27件となっております。中でも資料4番目、菅野小学校1年生の柴田さんは、明るい選挙啓発ポスターで全国1位に相当する文部科学大臣・総務大臣賞を受賞いたしました。また、団体の部では、11番目の南行徳中学校合唱部の男声四重唱もこども音楽コンクールにおいて全国1位である文部科学大臣奨励賞を獲得いたしました。さまざまな人たちに支えられ、一人一人が日々努力をしてきたことが実を結んだものと考えております。また、本年度は太巻き祭りずしデザインコンテストや川の写真コンクー

ルなど幅広い分野で子どもたちが活躍しております。表彰式は2月14日月曜日に開会されます2月定例議会の初日に市川市議会議場において行われ、大久保博市長から直接表彰していただく予定となっております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

5番目の太巻き祭りずしデザインコンテストは千葉県下の郷土料理ですね。全国的なものですか。

○ 指導課長

千葉県の行事になります。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成23年度の学校給食費についてと、(3)平成23年度の学校給食等調理業務委託の新規委託予定校について、あわせて説明してください。

○ 保健体育課長

先ほど来の質疑の中で触れた部分もございますので、簡単にご説明申し上げます。次年度の学校給食費の徴収額の予定についてお知らせ申し上げます。現段階では、小学校253円、中学校300円といたしまして、本年度と同額での徴収としたいと考えております。このことにつきましては、平成21年度から学校給食費安定化食材購入緊急措置事業を立ち上げまして、米を中心とした給食食材の各学校への現物支給としまして一時的に給食費の値上げを回避してまいりましたけれども、本事業につきましては2年間の緊急措置でしたので、本年度をもって終わりとなります。次年度につきましては、本事業の内容を引き継ぐ学校給食費負担軽減事業と事業名称を改めまして、給食費の値上げを回避していく予定でございます。続きまして、来年度の学校給食調理業務委託の新規委託校につきましてご報告申し上げます。来年度は新たに新浜小学校1校を委託といたします。このことにつきまして職員組合と合意いたしましたのでご報告申し上げます。また、1月19日、20日の両日に試食会及び保護者説明会を実施いたしまして、参加した皆さんから大変好評をいただきました。昨日、入札を行いまして委託業者を決定いたしました。このことによりまして、次年度に向けての準備に入ったところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(4)平成22年度新成人の集いについて、(5)平成23年度成人式についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

資料は17ページ、18ページをごらんください。平成23年1月9日、日曜日に市川市文化会館にて開催いたしました。「新成人の集い」は受付者2,469名でございました。受付率は対象の方の60.4パーセントで、昨年に比べまして、人数にして36名の減、率にして0.5パーセントの減となっております。ちな

みに、平成19年度は58パーセント、平成20年度は59パーセントでございました。来賓につきましては、86名の方にご案内をさしあげまして、62名の方に出席いただいております。次に、各会場別の様子を簡単にご報告いたします。大ホール式典会場の1階、2階席とも満席となりまして、立ち見状況になりました。そのため、2階の小ホールに誘導案内しまして、そちらで映像で見てもらう措置をとりました。また、今回は小ホールホワイエにて記念写真撮影コーナーの設置とか、いちかわケーブルネットワークテレビが、この該当の方たちが小学校1年生入学時に「わくわく1年生」という番組をつくり始めたそうですけれども、そのときの使用映像を放映いたしました。また、地下1階のビデオレター会場は、オープン時から終了時間まで常時、新成人がたくさん集まる場所になっておりました。和室の着物着付け直しコーナーですけれども、新成人の女性、また、ここ数年、男性の袴の直しなどで利用者が増加しております。次に、特記事項でございますが、地下1階ロビーで保健センターによる20歳の歯科検診キャンペーンが実施されました。新成人への配付物ですが、記念品とともに各担当課からの行政情報提供として、DVDですかチラシ等を配付させていただきました。また、今回も市川警察署の協力を得まして会場内外の巡回警備を行いました。施設外で少し騒いだ新成人が見受けられましたが、大きな事故もなく、無事式典が終了できたと考えております。本年度の報告については以上でございます。続きまして、来年度、平成23年度の成人式開催日でございます。前回の平成21年度の成人式より日曜日開催といたしまして、今回とともに2年連続で60パーセント台の参加率となっておりすることから、新成人には日曜日開催が定着したものと考えております。会場内で直接アンケート調査をした結果でも、9割の新成人が日曜日開催を支持しているといった結果になっておりますので、次年度、平成23年度につきましては、平成24年1月8日が成人の日の前の日曜日になりますので、24年1月8日に実施したいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(6)市川市スポーツ振興基本計画・事業計画の見直しについてを説明してください。

○ スポーツ課長

本件につきましては、平成19年に策定いたしました市川市スポーツ振興基本計画・事業計画の第1期事業期間が終了することに伴いまして見直しを行い、第2期事業計画を策定するものでございます。資料1枚目の「市川市スポーツ振興計画について」をごらんください。スポーツ振興計画の構成でございますが、本市では、平成19年3月に「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を目指して生涯スポーツの振興の実現に向けてスポーツ振興にかかわります施策を総合的、中長期的に進めていくために市川市スポ

ツ振興基本計画を策定いたしました。本計画につきましては、平成19年3月7日に定例教育委員会にお諮りし、議決をいただいたところでございます。さらに、基本計画をもとに具体的な事業を行うために市川市スポーツ振興計画・事業計画を策定し、平成19年11月1日にご報告をさせていただいたところでございます。基本計画につきましては、その計画期間を平成19年度から平成28年度までの10年間といたしております。今回ご報告させていただきます事業計画につきましては、基本計画の目標、計画の指標の達成に必要な具体的な取り組みを明らかにし、市民ニーズや時代の変化等に柔軟に対応することを目的に、3年ごとに計画の評価を行い、見直すことといたしております。第1次事業計画は平成20年度から平成22年度でありますことから、この3年間の計画を見直しして、平成23年度から平成25年度までの次期計画を策定するものでございます。これまでの進捗状況、数値目標、裏面に具体的な取り組み、3年間の評価、重点施策にかかる方向性を記載させていただいております。見直しにつきましては、各分野の施策や事業につきまして、3年間の実績、評価、方向性を調査するとともに、次期3年間の方向性や施策、事業についてヒアリングを行いました。この調査及びヒアリング等をもとに市川市スポーツ振興計画第2次事業計画（案）を策定いたしました。そのヒアリング結果と調査表につきましては、資料として配付させていただいております。資料6枚目の市川市スポーツ振興計画第2次事業計画（案）をごらんください。次期計画につきましては、見直し箇所を赤字で表示いたします。本計画につきましては、第1次計画を大幅に変更するものではございませんが、それぞれの基本目標ごとの事業内容の実現に向けた各事業は、市民ニーズ、さらに時代に合った事業展開が計画されております。3ページから14ページまで記載しております6つの基本目標を軸に、それぞれ事業目標が達成できるよう、スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。以上、ご報告申し上げます。

○ 五十嵐委員

1ページ目に「数値目標」がありますが、これは10年のスパンで考えた数値目標が挙がっているのですけれども、実際は数値目標というと、今お話をあったように第1次、第2次と変化して目標が掲げられるのではないかと思います。10年は長いなというのが感想ですけれども、何か意図がありますか。

○ スポーツ課長

この数値目標は10年で設定いたしております。ただし、今申し上げましたとおり、事業計画で3年ごとに見直しをしてまいりますので、明らかに目標値を達成できないと判断されましたら、この基本計画の目標値を変えていくという考えでおります。現在のところ、この目標値により近づけるように努力しております。まだ目標値が達成できると我々は確信して、残りの期間、この目標値により近づけていきたいと考えております。

○ 宇田川委員長

スポーツ関係は市川市を4つの地域に分けて、それぞれの地域でスポーツを振興していくというような計画だったと思うのですけれども、それはその地域ごとで大体計画どおりに進んでいると見てよろしいのですか。

○ スポーツ課長

4つのゾーンに分けて、特にスポーツ施設の整備、または指導者の育成等、地域に分けて人口も勘案いたしまして、そこに欠けているもの、例えば施設などにつきましては、スポーツ施設を整備したくても、なかなか適地が見つからないということはございますけれども、均等に整備をしていきたいと考えております。4つのそれぞれの地区の特性を見きわめながら、計画に基づいて年次で施設の整備をしていきたいと思っております。

○ 吉岡委員

しつこいようで申しわけないですが、元旦マラソンはどこに位置づけられているのですか。

○ スポーツ課長

それぞれ目標値に向けていろいろな事業を展開しております。その中で唯一1月1日の元旦マラソンは、今年で第61回を迎えました。元旦にこういう行事をやる市も千葉県下でもほとんどなく、恐らく市川市だけではないかと思っています。事業計画には入っておりませんけれども、スポーツ振興の事業の1つとして実施している事業でございます。

○ 吉岡委員

入っていないのだったら、ぜひとも見直しに入れていただきたいと思います。というのは、市長部局に所管が移る前に、教育委員会で多少そういう意見が出ていたのです。1日から各種のスポーツの部会から何人かずつ出ているそうですね。マラソンをやってはいけないということではないのですけれども、わざわざ1月1日を選ぶことはないのではないかと私自身は考えているのです。そこら辺をよく考えていただきたいと思います。

○ スポーツ課長

元旦開催につきましては、各協会、各実行委員会でも、お話をさしあげております。いろいろなご意見を集約して実行委員会のほうにまた提案させていただきたいと思います。

○ 国体担当理事

元旦マラソンの件につきましては、60年の節目の年に実行委員会で、今後存続をどうするか、きちんと話し合いました。その結果、とりあえず、まだ続けましょうという話です。毎年実行委員会を必ず開いて、来年はどうするということで話しております。交通事情もございますし、お手伝いされる皆さんのお家事情とか社会環境の変化もあるでしょうから、それによって毎年毎年どうするか見直しをきちんとして、実施しております。

○ 吉岡委員

マラソンをどうこうと言っているわけではないのです。マラソンは今ブームになっているし、やり方によってはかなりたくさん的人が集まるのではないかと思っています。いつも私がこういう話をすると、1月1日のコース事情のことばかりで、頭が切りかわっていない感じがするのです。例えば桜の花が咲くころに野田市だとか流山市だとか江戸川区、市川市の4市区が組んで江戸川の内側をコースを決めて走らせるというのもいいのではないかと思うのです。市川市だけにこだわらないで、東京マラソンよりも江戸川マラソンのほうが人気が出るとか、そういうことだったらすごくいいと思います。ですから、そういうもっと広い見地でこのマラソンブームに乗りそうだというようなことをお考えになつたらどうかと思います。個人的な意見ですけれども、そういうことを踏まえてお願ひしたいと思います。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かござりますか。

○ 公民館センター長

1月の定例教育委員会で議決いただきました、市川市公民館の設置及び管理に関する条例並びに市川市使用料条例の一部改正について、条例の施行日を平成23年4月1日とさせていただいておりました。その後、建築工事請負業者との話し合いで、工事期間が3月25日までとなつたこと、また、工事完了検査終了後、供用開始のための開館準備として、事務用備品類の搬入、電話、情報通信の配線工事、公民館予約システムの準備等に2週間程度を要することから、平成23年4月15日に供用開始とし、同日を施行日と変更いたしまして、この2月の定例市議会に議案として上程いたしますことをご報告させていただきます。菅野分館の閉館後、利用者の皆様にはご不便をかけいることから、一日でも早く利用していただけるよう万全を期して開館準備に努めてまいります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

4月1日開館が4月15日となつたようですが、よろしいでしょうか。他に何かござりますか。

○ 吉岡委員

私は職業柄感じるのですが、最近特に教員の精神障害者が多くなっています。うつ病が非常に多くなって、診断書を書いていていつも思うのですけれども、どうして多いかいろいろな意見が出ているのです。私自身もいろいろ考えているのですけれども、私に来ているところはわかりますけれども、実態がわからない。ですから、精神障害で職場から離脱する人がどのくらいいるのかということを実態調査してはどうかと思います。教員の精神状態が悪かったり身体的な状態が悪かったらいい教育ができないと思うのですね。ぜひともそういうことを皆さんで検討していただきたいというのが私の希望

です。

○ 学校教育部長

数値的な実態はすぐにでも集計はできます。精神・神経というところで休職してしまうのですが、その理由はというと、本人の申し出等によるので本当の原因はわからないので、とりあえず数値的なものと本人の申し出による理由がわかる範囲のものは次回ご提示できるかと思います。

○ 宇田川委員長

せっかくの機会ですから、そういう数字とどのような理由があるのか、わかれれば、私どもも聞いてみたいと思います。

○ 五十嵐委員

長期には休まないけれども、来たり来なかつたりという現状もあって、子どもは困る、保護者も困る。本人もつらい。そういうケースがありますね。

○ 吉岡委員

結構ありますよね。診断書は出ていないけれども、時々休むという人もいます。

○ 五十嵐委員

そういう方もいらっしゃいますね。

○ 宇田川委員長

民間では必ず産業医がいます。会社とは全然関係なく、お医者さんとだけコミュニケーションをとれるシステムがあります。ですから、その人がどうかというのは会社ではなかなか把握できないのですけれども、そういうようなシステムがあります。そのような仕組みをつくれば随分変わらぬのかなという気もします。

○ 学校教育部長

安全衛生委員会がありまして、県費の職員は教員もそこに参加するようになります。産業医の方の巡視もあるのですけれども、実際には産業医の方にお願いする時間帯は子どもたちも残っている時間帯で、申し出れば面接指導を受けられるのですが、申し出自体がまだ非常に少ない状況です。いろいろな理由があって精神・神経で休職に入るのですけれども、社会の変化に教員自体がなかなか追いついていけなくて、いろいろなクレームに対応し切れなかったりとか、子どもたちの変化の中で、対応がなかなかできなかったりということで、自分自身がついていけないというような理由が、比較的多いような印象があります。ただ、それをご本人が分析して、原因は何だというと、なかなかそこは難しい部分があるかとは思います。とりあえず集約できる資料として次回にお持ちしますので、またそこでご意見をいただきたいと思います。

○ 吉岡委員

私が見ていると、とてもまじめで責任感が強くてというような、もしかす

ると優秀な職員だけれども、あまりにもいいかげんに考えられないために脱落していく人もかなり見られるよう思います。一時、看護師不足が言われたときもそういうことがあったのですけれども、看護師で使命感に燃えている人がどんどん抜けていってしまうのですね。いいかげんにやっていたほうが続けられるのかもしれないけれども、いいかげんにできないところに問題があるようなこともあります。企業ではかなり前から精神障害で脱落している人が重要なポストをやっている人が多いから、人材として抜けるとすごい損失になるので、委員長がおっしゃったように、別建ての相談できる組織で会社の人事とも調整していくというのがあります。学校教育部長も前からおっしゃっていたけれども、我々教育委員会の中で、職場環境とかで何か問題が起こったらすぐ相談に乗れるような体制をつくれば、防げるものも結構あるのではないかと思います。まず実態調査からして、それから、なぜ脱落していくのかという原因が、おっしゃるようになかなか難しいと思うけれども、わかって、それに対して我々教育委員会ができるような体制があるのだったら、そういうことを手がけていったらどうかと思います。

○ 宇田川委員長

そういうことで、前向きにとらえていければと思います。それでは、これをもちまして平成23年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時45分閉会)

署名委員

委員長 宇田川進

委員 五十嵐英美子

委員 田中庸一